（農林水産研修所に置く課等）

第百三十九条　農林水産研修所に、次の三課並びに研修調整官一人、研修企画官四人、農福連携研修企画官一人、教務指導官二人及び技術研修指導官九人を置く。

総務課

教務課

技術研修課

（技術研修課の所掌事務）

第百四十二条　技術研修課は、次に掲げる事務に係る第百四十条第三号から第六号まで及び前条各号に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　障害者の農業に関する活動の促進に関する知識及び技術についての研修に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る技術に関する研修に関すること。

（研修企画官の職務）

第百四十四条　研修企画官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る事務及び技術に関し必要な研修の企画に関する事務（農福連携研修企画官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（農福連携研修企画官の職務）

第百四十五条　農福連携研修企画官は、障害者の農業に関する活動の促進に関する知識及び技術についての研修の企画に関する事務を行う。

（教務指導官の職務）

第百四十六条　（略）

（技術研修指導官の職務）

第百四十七条　（略）

（削る）

（地方参事官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十四人を置く。

2　（略）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（削る）

四　（略）

五　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関すること。

六　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。

七～二十九　（略）

（農村振興部の所掌事務）

第百六十五条　農村振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関すること。

（農林水産研修所に置く課等）

第百三十九条　農林水産研修所に、次の三課並びに研修調整官一人、研修企画官四人、教務指導官二人及び技術研修指導官十人を置く。

総務課

教務課

技術研修課

（技術研修課の所掌事務）

第百四十二条　技術研修課は、次に掲げる事務に係る第百四十条第三号から第六号まで及び前条各号に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新設）

四　前三号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る技術に関する研修に関すること。

（研修企画官の職務）

第百四十四条　研修企画官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る事務及び技術に関し必要な研修の企画に関する事務を行う。

（新設）

（教務指導官の職務）

第百四十五条　（略）

（技術研修指導官の職務）

第百四十六条　（略）

第百四十七条　削除

（地方参事官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十五人を置く。

2　（略）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五　（略）

六　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

（新設）

七～二十九　（略）

（農村振興部の所掌事務）

第百六十五条　農村振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（新設）